

外国人介護人材の業務の在り方に関する検討会

第4回 (R6. 1. 22)

参考資料 1

# 「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」（外国人介護人材関係抜粋）等について

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課  
福祉人材確保対策室

# 「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」について（外国人介護人材関係抜粋）

ひと、暮らし、みらいのために



厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

(P10)

## 2. 医療・介護制度等の改革

（生産性の向上、効率的なサービス提供、質の向上）

- ◆ 介護の生産性・質の向上（ロボット・ICT活用、協働化・大規模化の推進等）

介護サービス事業者の経営の協働化・大規模化を推進するため、社会福祉連携推進法人の一層の活用の促進、法人・事業所間の連携による事務処理部門の集約や、共同で行うICTインフラの整備、人事管理システムの共通化などにより一層取り組むとともに、好事例の横展開を図る。介護分野における手続負担を軽減する観点から、2025年度中に介護事業所の地方公共団体に対する指定申請等の行政手続のデジタル化を進める。また、必要な介護サービスを提供するため、海外向けの情報発信の強化等による海外現地での戦略的な掘り起こしの強化や定着支援の取組など、外国人介護人材を含めた人材確保対策を進める。

# 令和6年度予算（案）の概要（外国人介護人材関係）について



# 令和6年度予算（案）の概要（外国人介護人材関係）について

## Ⅲ 福祉・介護人材確保対策等の推進 2 外国人介護人材の受入環境の整備等

### （1）外国人介護人材の受入環境の整備【拡充】

5.6億円（5.6億円）  
地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）の内数<老健局にて計上>

外国人介護人材が国内の介護現場で円滑に就労・定着できるよう、日本での就労を検討する外国人に対する日本の介護に関する情報発信、介護の技能水準を評価するための試験等の実施、日本語学習の支援や介護技能の向上のための研修や介護・生活に関する相談支援等の実施、介護福祉士資格取得に向けた学習支援等による受入環境の整備を推進する。

#### <主な改善内容>

#### ○ 外国人留学生への奨学金の給付等に係る支援の強化

介護福祉士の資格取得を目指す外国人留学生に対して、就労予定先の介護施設等が介護福祉士養成施設等に係る奨学金の給付等を行う場合であって、居住費などの生活費の支援に関して積極的に取り組む場合に、補助基準額への加算を設ける。

### （2）経済連携協定（EPA）などに基づく外国人介護福祉士候補者の受入支援

2.5億円（2.5億円）  
地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）の内数<老健局にて計上>

経済連携協定（EPA）などに基づき、インドネシア、フィリピン、ベトナムから入国する外国人介護福祉士候補者を円滑かつ適切に受け入れるため、介護導入研修や受入施設の巡回訪問、日本語や介護の学習支援等を実施する。

### （参考）令和5年度補正予算

#### ○ 外国人介護人材受入・定着支援事業（民間団体等への補助事業） 2.4億円

外国人介護人材の受入・定着支援のため、民間団体等が行う介護技能評価試験等の拡充、海外向けの情報発信の強化、外国人介護人材の日本語学習支援の拡充を支援することで、海外現地での戦略的な人材の掘り起こし等の強化を図る。また、外国人介護人材が介護福祉士資格に必要な知識を修得させるための講座の開催等を行い、在留期間更新の回数制限ない在留資格「介護」の取得を促す。

#### ○ 外国人介護人材受入促進事業（地方自治体への補助事業） 2.3億円

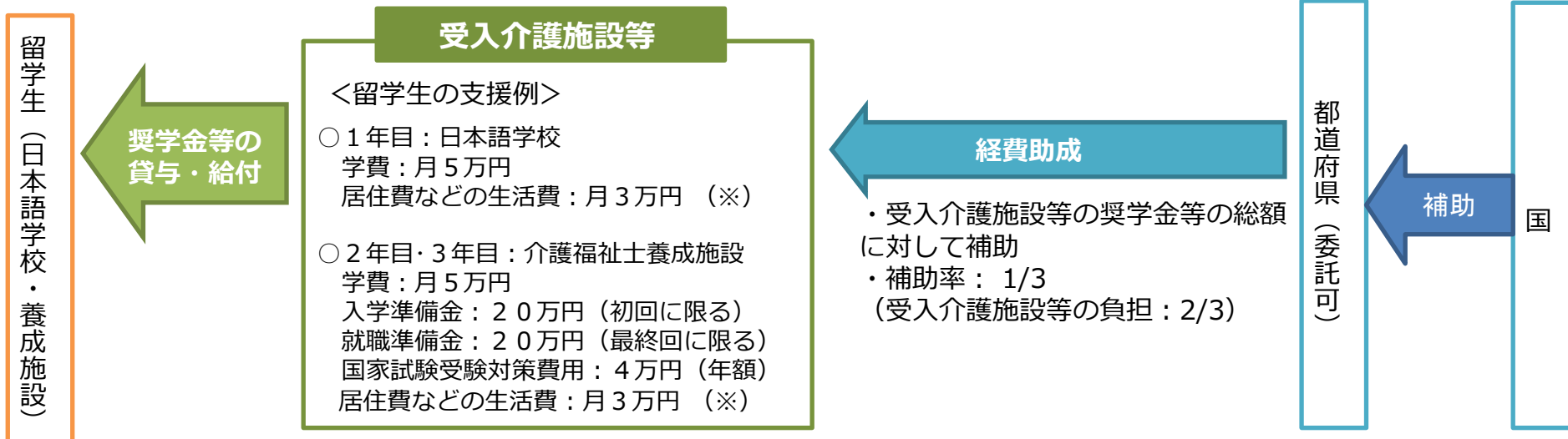
外国人介護人材が介護現場で円滑に就労・定着できるよう、受入事業所等に対して、外国人介護人材の活躍に資するツール等を導入し、それが有効活用されるように環境を整備すること等を支援する。また、外国人介護人材の確保のため、海外現地の学校との連携を強化するなど、現地での人材確保に資する取組を行う事業所等に対して支援を行う。

令和6年度当初予算案 地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分)97億円の内数(137億円の内数) ※()内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的・概要

- 介護福祉士の資格取得を目指す外国人留学生の確保を図るため、留学生に対して、就労予定先の介護施設等(受入介護施設等)が介護福祉士養成施設等に係る奨学金の給付等を行う場合に、その費用の一部を助成する事業を実施。
- 昨今、諸外国と人材確保の競争が激しくなっており、外国人留学生が安心して学習・就労を行うための更なる環境整備を図ることが重要であることから、外国人介護人材確保に資する取組を行っている受入介護施設等の負担軽減を図り、受入環境整備の取組みを支援することは必要。
- このため、居住費などの生活費について、受入介護施設等が現行の補助基準額を超えて介護人材の確保に向け積極的に支援を行った場合に限り、補助基準額に加算できるようにする。

## 2 事業のスキーム・実施主体等



### <留学生の支援例>

- 1年目：日本語学校  
学費：月5万円  
居住費などの生活費：月3万円(※)
- 2年目・3年目：介護福祉士養成施設  
学費：月5万円  
入学準備金：20万円(初回に限る)  
就職準備金：20万円(最終回に限る)  
国家試験受験対策費用：4万円(年額)  
居住費などの生活費：月3万円(※)

※ 居住費などの生活費について、受入介護施設等が現行の補助基準額を超えて介護人材の確保に向け積極的に支援を行った場合に限り

- 1 月2万円まで加算。
- 2 入居に係る初期費用等について、該当月に限り、月5万円まで加算。

## 3 事業実績

◆ 実施自治体数：28道県※ 令和3年度実績

**(参考)令和5年度補正予算**

施策名:介護福祉士修学資金等貸付事業における貸付原資の確保

① 施策の目的

介護人材の着実な養成、確保並びに定着を支援するため介護福祉士修学資金等貸付事業により介護福祉士養成施設に通う学生に対して修学資金の貸付等を実施する。

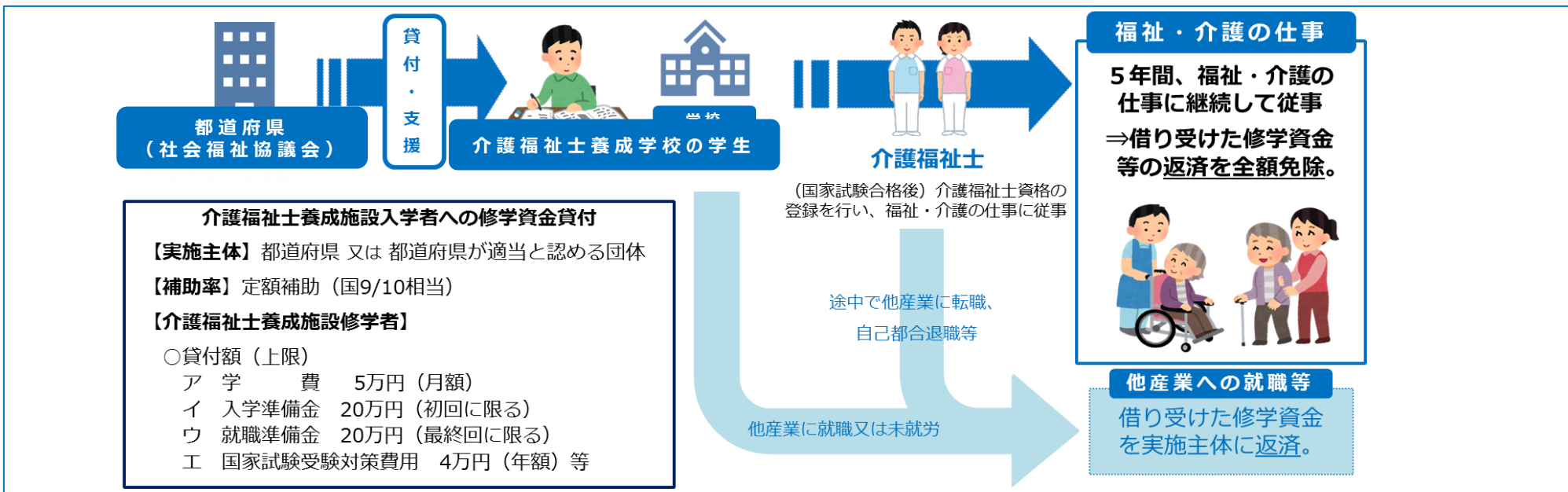
② 対策の柱との関係

I	II	III	IV	V
	○		○	

③ 施策の概要

介護福祉士修学資金等貸付事業の貸付希望件数の増加等に伴い貸付原資の不足が見込まれる自治体に対して、必要な貸付原資の積み増しを行い、安定的な事業継続を図る。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

必要な貸付原資を積み増し、安定的な事業継続を支援することで、更なる介護人材の確保を推進。



施策名：外国人介護人材受入・定着支援事業（民間団体等への補助事業）

① 施策の目的

- 外国人介護人材の受入・定着支援のため、民間団体等が行う介護技能評価試験等の拡充、海外向けの情報発信の強化、外国人介護人材の日本語学習支援の拡充を支援することで、海外現地での戦略的な人材の掘り起こし等の強化を図る。
- また、外国人介護人材が介護福祉士資格に必要な知識を修得させるための講座の開催等を行い、在留期間更新の回数制限ない在留資格「介護」の取得を促す。

② 対策の柱との関係

I	II	III	IV	V
	○		○	

③ 施策の概要

【事業内容】

以下の事業を実施し、外国人介護人材の受入環境を整備する。

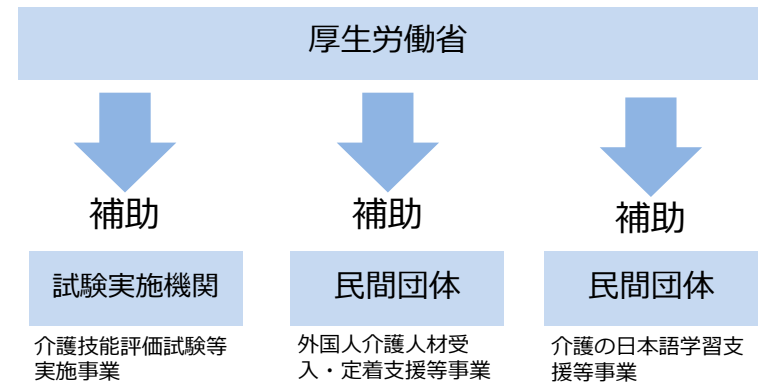
- 介護技能評価試験等の拡充等（介護技能評価試験等実施事業）
  - ・ ミャンマーなど特定技能の受験者が急増している地域について、試験会場の増設・試験定員数を増加させる。（外国人介護人材受入・定着支援等事業）
  - ・ 海外現地で実施する説明会を拡充し、特定技能の受験を希望する外国人介護人材の掘り起こしを行う。
  - ・ 日本の介護現場の魅力をPRする海外向けの情報発信サイトの発信強化を行う。
- 外国人介護人材の日本語学習支援の拡充（介護の日本語学習支援等事業）
  - ・ 外国人介護人材が自律的に日本語学習に取り組むためのWEBコンテンツの更なる拡充を行う。
  - ・ 国家試験直前期、当該年度の国家試験受験予定である外国人介護人材に対して、講義（座学・録画放映）及び演習（模試・グループワーク）等を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等

【事業実施主体】

試験実施機関・民間団体

【補助の流れ】



【補助率】

定額

⑤ 成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

外国人介護人材が国内の介護現場において円滑に就労・定着できるよう、その受入環境の整備を推進する。

施策名：外国人介護人材受入促進事業（地方自治体への補助事業）

① 施策の目的

- 外国人介護人材が介護現場で円滑に就労・定着できるよう、受入事業所等に対して、外国人介護人材の活躍に資するツール等を導入し、それが有効活用されるように環境を整備すること等を支援する。
- また、外国人介護人材の確保のため、海外現地の学校との連携を強化するなど、現地での人材確保に資する取組を行う事業所等に対して支援を行う。

② 対策の柱との関係

I	II	III	IV	V
	○		○	

③ 施策の概要

(1) 外国人介護人材が介護現場で働きやすくするための環境整備

- 外国人介護人材が介護現場で円滑に就労・定着できるよう、外国人介護人材受入事業所等に対して、外国人介護人材の活躍に資するツール等（携帯型翻訳機、多言語対応の介護記録ソフトウェアなど）の導入費用やそれが有効活用されるための環境の整備（導入に係る研修、関連規程の整備など）等に係る費用を助成する。

(2) 海外現地での外国人介護人材確保の取組に対する支援

- 海外現地の学校との連携を強化するなど、外国人介護人材の確保の取組を行う事業所等に対して支援を行う。
  - ・ 海外現地で連携する学校の開拓や留学希望者や外国人介護人材に関する情報収集のために必要な経費
  - ・ 日本の介護施設や介護福祉士養成施設等の情報を提供するために必要な経費（海外の日本語学校等での日本の介護に関する説明会の開催経費、現地での求人募集等）

④ 施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等

【補助率】 (1)の事業：国1/2、県1/4、受入事業所等1/4、(2)の事業：国2/3、県1/3

【補助金の流れ】



⑤ 成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

外国人介護人材受入事業所等におけるツールの導入等を推進することで、外国人職員と日本人職員の意思疎通の円滑化、外国人の日本語学習の支援、外国人の記録作業の負担軽減をし、外国人介護人材の介護現場における円滑な就労・定着を実現する。また、国民が必要な介護サービスを安心して受けられるよう、その担い手となる外国人介護人材を確保する。

施策名:介護の入門的研修から入職までの一体的支援モデル事業

① 施策の目的

介護分野への参入促進のため、未経験者を対象として行っている介護に関する入門的研修に加え、職場体験、マッチング等を一体的に行うモデル事業を実施することにより、実際の入職にまでつなげ、介護人材のすそ野を広げる。

② 対策の柱との関係

I	II	III	IV	V
	○		○	

③ 施策の概要

【事業内容】

地方自治体が、以下の事業を地域の実情に応じてモデル的に実施し、その経過・成果を横展開する。

1. 一体的支援のスキーム検討・実施

<一体的支援イメージ（一例）>

- ・ 入職まで見据えた入門的研修のターゲット選定・広報戦略や関係事業者の開拓等
- ・ 入門的研修の実施
- ・ 職場体験（業界団体、関係事業者と連携し、研修受講から職場体験までのスムーズなつなぎ）
- ・ 職場体験後のフォロー（マッチングまでのスムーズなつなぎ）
- ・ マッチング（職場体験を踏まえた求人事業者との丁寧なマッチング）
- ・ 入職
- ・ 入職後のフォロー体制の構築

2. 検討・実施体制の構築

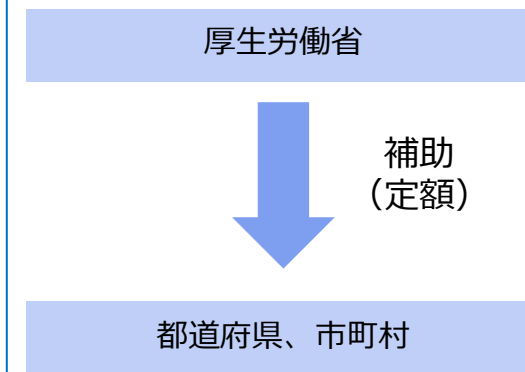
都道府県、市町村、業界団体、研修事業者などが連携して、モデル事業の実施・評価等を検討する体制を構築。

④ 施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等

【事業実施主体】

都道府県、市町村

【資金の流れ】



【補助率】

定額

⑤ 成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

本事業によるモデル構築、横展開によって、介護未経験者の入職につながりやすい手法が普及され、介護人材のすそ野の拡大、介護人材確保の推進が図られる。

施策名: 地域における介護人材確保促進のための伴走支援事業

① 施策の目的

地域での介護人材確保に課題を有する自治体に対し、有識者等による伴走支援を地域の実情に応じて行い、人材確保を進めるとともに、その検討・実施過程をとりまとめ、研修等を通じて横展開を図る。

② 対策の柱との関係

I	II	III	IV	V
	○		○	

③ 施策の概要

1. 伴走支援プログラムの実施

有識者等による伴走支援体制を構築し、地域の実情に応じ、必要な支援を行う。

<伴走支援イメージ（一例）>

- ① 地域課題把握の支援
- ② 市町村（圏域）毎の詳細な介護人材推計・分析の支援
- ③ 現行施策整理・今後の検討にあたっての助言
- ④ 検討した施策への助言
- ⑤ 施策実行後のフォロー、次期計画を見据えた助言

等

2. 研修の実施等を通じた好事例の横展開

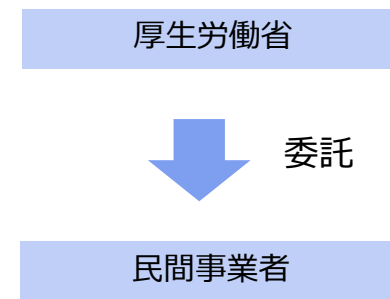
各地方自治体における検討・実施過程をとりまとめ、研修等を通じて周知し、全国への横展開を目指す。

④ 施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等

【事業実施主体】

国（民間事業者に委託）

【資金の流れ】



⑤ 成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

地域の実情に応じた支援によって、効果的な介護人材確保策の検討・実施されることで、介護人材確保の推進が図られる。

# 武見大臣の答弁（令和五年十二月七日 参議院 厚生労働委員会）

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

○国務大臣（武見敬三君） 外国人介護人材のために、厚生労働省としても、介護福祉士国家試験のための学習教材を多言語に翻訳をしたり、それからウェブサイトなどを通じた周知であるとか、それから介護福祉士の資格取得支援やメンタルヘルスケアのための介護事業者に係る経費の助成などのこうした取組を行っておるわけです。今般の令和五年度の補正予算でも、外国人介護人材に対する介護福祉士国家試験対策の講座の開催や、介護事業者やeラーニングシステムなどの支援ツールの導入に要する費用の助成を行うとともに、こうした取組が海外からの人材獲得につながるよう、海外現地での戦略的な掘り起こしの強化などを進めることとしておりまして、引き続き外国人介護人材の確保に積極的に取り組んでいきたいと思っております。

この課題というのは、これは介護という高齢者に対するサービスでございますから、その点に関わる質の確保というのと量の確保というのと両方組み合わせてこうした外国人材の導入というのを考えるという視点がやはり基本に求められるように思います。

# 「海外からの介護人材の戦略的受入れのための有識者意見交換会」の概要





# 「海外からの介護人材の戦略的受入れのための有識者意見交換会」の概要 (令和5年12月20日開催)

## (1) 趣旨

海外からの介護人材受入れを戦略的に行うための施策を検討することを目的として、有識者より

- ①海外現地の人材獲得について国ごとに現状や課題、実施している対応策を発表いただき、
- ②今後の介護人材の受入れのために必要となる戦略的対応について意見交換を行った。

## (2) 参加有識者

外国人介護人材受入に関わる政府機関、地方自治体、学識経験者、及び介護事業者等

国際厚生事業団 専務理事 片岡 佳和 (矢口 浩也)	国立社会保障・人口問題研究所 部長 是川 夕	エフビー介護サービス株式会社 課長 白田 隆洋 (柳澤 美穂)
国際協力機構 課長 佐藤 里衣	産業医科大学 教授 松田 晋哉	大和清寿会 理事長 鉄村 俊夫 (鉄村 信治, 岡田 智幸)
千葉県 室長 和田 博之	PERSOL Global Workforce 社長 多田 盛弘 報 恩 会 理事長 奥野 和年	

※敬称略、順不同。括弧内は同行者。

## (3) ディスカッションテーマ ※有識者からプレゼンテーション後、意見交換

- ①東アジア（越・比・尼）からの受入れの今後、その次に来る国はどこか？
- ②諸外国との介護人材の獲得競争に勝つために何が必要か？例えば、以下の観点から有効と考えられる取組はあるか。
  - ・海外での教育環境への投資や教育プログラムの共有化等の連携を行い、日本に来る人材の獲得や介護職のキャリアに繋げること
  - ・日本で介護の技術等を学び、一定期間就労した外国人が現地に帰り活躍することを通じて、日本にさらに介護人材を呼び込むといった好循環を生むこと
  - ・これらを実現するために、日本の介護福祉士の資格など日本独自の仕組みを活用すること
- ③国内の介護市場や受入先で長く働いていただくにはどうしたらよいか？



# 「海外からの介護人材の戦略的受入れのための有識者意見交換会」の概要 (令和5年12月20日開催)

## (4) 有識者の主なご意見

### ①東アジア（越・比・尼）からの受入れの今後、その次に来る国はどこか？

- ・日本は、実態としてアジア諸国からの最大の受入れ国。全てのスキルレベルに産業と雇用があるのが強みであり、今後もポテンシャルはある。エントリーレベルの労働者の育成についても、一定の評価がある。
- ・ベトナム・フィリピンからの介護人材の受入れは地方部で募集するなど工夫が必要。インドネシアは人口規模等から受入れの拡大が期待されるほか、ミャンマーも日本に親和的な環境から増加している。

### ②諸外国との介護人材の獲得競争に勝つために何が必要か？

- ・日本の介護分野での就労・実習機会を十分に知っていただくこと等が必要。
- ・自治体レベルで協定締結し、国から補助の出る学費等の支援を活用しつつ、留学生を受け入れることは有効。
- ・受入施設、自治体と大学（産官学）が連携し、在留資格「介護」への流れを促進することも重要。
- ・現地の日本語や看護の学校との連携や教育プログラムの共有化等を進めるべき。特に日本語教育が大事。
- ・日本への送出し圧力がある中で、現地の日本語教育に要する費用を誰が負担するか明確でないことが課題
- ・日本で介護技術等を学んだのに、一定期間で帰国したり、他国に行ってしまうこともあり、国内定着が大事。
- ・やむを得ず帰国する場合でも、現地の介護産業で就労するといった選択肢も考えられるのではないか。
- ・日本の介護技術を標準化し、アジア諸国で普及していくことにより、帰国した外国人の活躍の場を作ったり、日本人職員が海外の介護施設で働けるようにしていくべき。資格の相互承認も検討課題。

### ③国内の介護市場や受入先で長く働いていただくにはどうしたらよいか？

- ・日本人職員より、手間とコストをかけて海外から受け入れた外国人材の方が安定して定着する傾向があり、特に地方部ではこうした方法で定着を目指す必要。
- ・介護職員の多様なキャリアパスを示すことや、介護福祉士国家資格の取得のための学習支援が必要。
- ・特定技能1号の在留期間延長など国家資格が取得できない場合でも就労を継続できる環境も必要ではないか。16